

船舶事故等調査報告書

平成23年8月25日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2010仙第61号
事故等種類	衝突
発生日時	平成22年6月16日 23時45分ごろ
発生場所	青森県八戸市八戸港 八戸市所在の八戸大橋橋梁灯（C1灯）から真方位267°900m付近 （概位 北緯40°31.8′ 東経141°30.8′）
事故等調査の経過	平成22年7月12日、本事故の調査を担当する主管調査官（仙台事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 漁船 第一源榮丸、160トン 130733、個人所有 B 漁船 第二十八源榮丸、160.0トン 140870、株式会社ヤマツ谷地商店 C 漁船 第拾壹正進丸、149トン 130856、株式会社丸吉 D 漁船 第六十二新生丸、144トン 133348、個人所有
乗組員等に関する情報	D 船長D、三級海技士（航海）
死傷者等	なし
損傷	A 船首部外板、ハンドレール、左舷錨台等に凹損及び曲損、右舷船尾部外板に凹損 B 船首部外板、左舷錨台等に凹損及び曲損 C 係留索切断、船首部擦過傷 D 左舷船側外板、左舷側アンテナ、デリックブーム等に凹損及び曲損
事故等の経過	A船及びB船は、八戸港の第2魚市場付近の岸壁に出船で右舷着けしたB船の外側にA船が出船で右舷着けした状態で無人で係留し、C船は、14人が乗り組み、両船の船首方の同岸壁に入船で左舷着けして出港準備を行っていた。 D船は、船長Dほか13人が乗り組み、A船及びB船とC船との間に入船で左舷着けしていたところ、船長Dが出港しようとして離岸操船に当たった。 船長Dは、左舵一杯とし、機関を極微速力前進にかけて右方に船尾を振り出し、続いて後方を確認しないまま機関を後進にかけ、約2ノットの速力で後進中、船尾がC船の船首に近づいたことに気付いて右舵一杯とし、機関を前進にかけたが、平成22年6月16日23時45分ごろ、D船の船尾とC船の船首とが衝突した。 船長Dは、衝突したことでパニック状態に陥り、前進してD船の船首とB船の船首が衝突したのち、後進にし、その後、右舵一杯のまま前進してD船の船首とA船の船首が衝突したが、さらに、D船はA船を押しながら通過してA船の船尾とB船の船尾とが衝突した。

気象・海象	<p>気象：天気 晴れ、風向 西、風力 2、視界 良好</p> <p>海象：平穏、潮汐 ほぼ低潮時</p>	
その他の事項	<p>船長Dは、船首及び船尾に見張り員を配置していなかった。</p> <p>船長Dは、最初に後進をかけた際、船尾を右方に十分振り出したものと思っていた。</p>	
分析	<p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>あり</p> <p>なし</p> <p>なし</p> <p>D船は、八戸港の岸壁に係留中、船首方で並列に係留していたA船及びB船とD船の船尾方に係留していたC船との間に挟まれた岸壁から離岸する際、船長Dが、船尾後方を確認せずに後進したことから、C船と衝突し、続いて前後進を繰り返してA船及びB船と衝突したものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、夜間、D船が、八戸港において、並列に係留していたA船及びB船とC船との間から離岸する際、船長Dが船尾方を確認せずに後進したため、C船と衝突し、続いて前後進を繰り返してA船及びB船と衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>	
参考	<p>本事故の再発防止策として次のものが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 離岸する際、船尾方に係留している他船までの距離を確認すること。 	